

船舶事故調査報告書

令和3年10月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年2月6日 19時00分ごろ
発生場所	和歌山県田辺市西方沖 田辺沖ノ島灯台から真方位230° 120m付近 (概位 北緯33° 43.0′ 東経135° 19.5′)
事故の概要	プレジャーボート明洋丸 ^{めいよう} は、航行中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年2月16日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 明洋丸、5トン未満（長さ5.32m）
船舶番号、船舶所有者等	252-11152和歌山、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	右舷船尾船底部外板に破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 下げ潮の末期 日没時刻：17時35分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、沖ノ島東方沖の釣り場で、釣りを終えたので帰航することとし、揚錨作業を開始した。</p> <p>船長は、沖ノ島付近の浅所の存在を知っており、浅所まで距離があるので、揚錨作業が終わってから反転しても間に合うと思い、後部甲板で船外機を前進とし、同乗者が船首部で錨索を手繰って揚収しているのを見ながら低速力で西進中、浅所に接近していることに気付かず、本船が沖ノ島付近の浅所に乗り揚げた。</p> <p>船長は、本船にGPSプロッターを搭載していたものの、本事故当時、電源を入れていなかった。</p>
分析	本船は、沖ノ島東方沖を航行中、船長が、沖ノ島付近の浅所の存在を知っており、揚錨作業が終わってから反転しても間に合うと思い、同乗者の揚錨作業を見ながら西進を続けたことから、浅所に接近していることに気付かず、浅所に乗り揚げたものと推定される。
原因	本事故は、夜間、本船が沖ノ島東方沖を航行中、船長が沖ノ島付近の浅所の存在を知っており、揚錨作業が終わってから反転しても間に合うと思い、同乗者の揚錨作業を見ながら西進を続けたため、浅所に接近していることに気付かず、浅所に乗り揚げたものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、夜間に航行する際、浅所の存在を知っていると慢心せず、また、特定の対象のみに集中することなく、目視のほかGPSプロッター等で船位の確認を適切に行い、浅所に接近しないこと。・ 船長は、揚錨作業を行う際、浅所の位置及び揚錨作業中にどれだけ圧流されるかを確認して操船すること。 |
|--|---|